

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-00	その他の保安機械器具等

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-0	一	その他の保安機械器具等	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

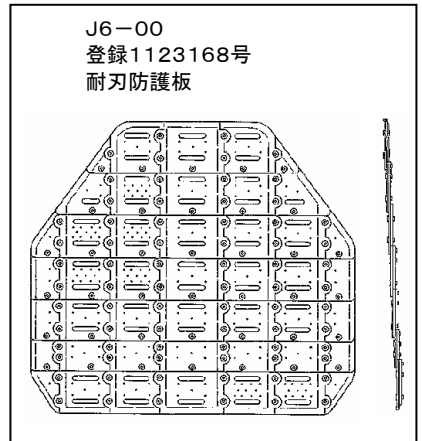
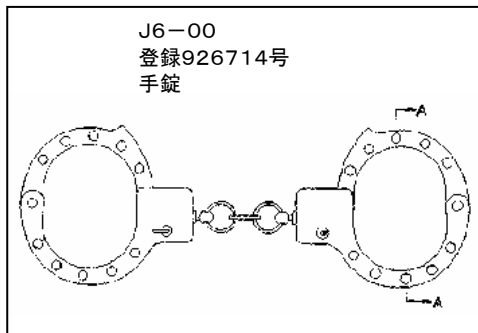
この分類に含まれる物品		
盾	手錠	

定義

**J6代共通の定義**

作業時に危険から人体を保護する作業用保安器具、非常事態から人を救出するための救命器具、犯罪や災害を未然に防いだり被害をおさえる防犯防災機器、交通安全のために道路で使用する交通安全用機器、その他特に、公害防止機器、武器を含む、人体の危険防止のために使用する機器。ただし、直接人体の危険防止に関係しない、恒常的に設置、設備されるものは原則として当類に含まない。

J6-00には、下位分類に属さないものを分類する。  
主に、警官が使用する盾、手錠など。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称	
耐刃防護板	